

ニュース③ 住宅再建にかかる支援制度のお知らせ
《消費税率引き上げに伴い、がけ地・防集の利子補給・移転費を増額》

平成26年5月末現在の住宅再建支援制度について、お知らせします。
今年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、「がけ地近接等危険住宅移転事業」および「防災集団移転促進事業」の建物に対する利子補給が最大444万円から457万円に、造成に対する利子補給が最大58万円から59万7千円に、移転費が最大78万円から80万2千円に、それぞれ増額となります。
これらの増額は、平成26年4月1日以降の申請から適用となります。

被災した住宅の所在地			土地区画整理事業区域以外の 浸水区域(下矢作～広田)				土地区画整理事業区域 (高田町の一部・今泉地区の一部)				担当部署
再建する住宅			持ち家		公営住宅	賃貸住宅	持ち家		公営住宅	賃貸住宅	
移転方法			防集	自力再建			土地区画 整理事業	自力再建			
住宅用地確保の方法			購入 または 借地	購入等	-		換地	購入等	-		
宅地造成整備の方法			市で造成	個人で 造成	-		市で造成	個人で 造成	-		
生活再建 加算支援金	被災時 1人世帯	150万円	150万円	-	37.5万円	150万円	150万円	-	37.5万円	被災者支援室	
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	-	50万円	200万円	200万円	-	50万円		
住宅再建 支援事業費 補助金 (※拡充)	被災時 1人世帯	150万円	150万円	-	-	150万円	150万円	-	-	被災者支援室	
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	-	-	200万円	200万円	-	-		
市独自 支援	敷地造成費補助		-	(最大) 50万円	-	-	-	(最大) 50万円	-	-	被災者支援室
	道路工事費補助		-	(最大) 300万円	-	-	-	(最大) 300万円	-	-	建設課
	水道工事費補助		-	(最大) 200万円	-	-	-	(最大) 200万円	-	-	水道事業所
復興住宅 新築等補助		バリア フリー	(最大) 90万円	(最大) 90万円	-	-	(最大) 90万円	(最大) 90万円	-	-	被災者支援室
		県産材	(最大) 40万円	(最大) 40万円	-	-	(最大) 40万円	(最大) 40万円	-	-	被災者支援室
地域材利用 促進事業		気仙産材	(最大) 50万円	(最大) 50万円	-	-	(最大) 50万円	(最大) 50万円	-	-	農林課
浄化槽設置 整備事業		5人槽	53.2万円	53.2万円	-	-	53.2万円	53.2万円	-	-	都市計画課
		7人槽	68.1万円	68.1万円	-	-	68.1万円	68.1万円	-	-	
借入金 利子の 補助	がけ近 (注1) または 防集(注2)	土地	(最大) 206万円	(最大) 206万円	-	-	-	-	-	-	(がけ近) 被災者支援室 (防集) 復興対策局
		造成	(最大) 59.7万円	(最大) 59.7万円	-	-	-	-	-	-	
			(最大) 457万円	(最大) 457万円	-	-	-	-	-	-	
	被災住宅 債務利子 補給(※)	建物	-	-	-	-	(最大) 250万円	(最大) 250万円	-	-	被災者支援室
移転 経費	がけ近または防集		(最大) 80.2万円	(最大) 80.2万円	-	-	-	-	-	-	(がけ近) 被災者支援室 (防集) 復興対策局
	市補助金		-	-	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	被災者支援室

(注1) がけ近…がけ地近接等危険住宅移転事業。土地区画整理事業区域以外の浸水区域から高台に自力再建する際、借入金利子や移転経費の補助が受けられる。住宅建設や土地売買の契約前に申請が必要。
(注2) 防集…防災集団移転促進事業。被災地域で、市が整備する高台の団地に集団で移転する事業。

復興News ニュース 陸前高田

＜第15号＞
平成26年6月発行
陸前高田市復興対策局

ニュース① 防災集団移転促進事業 進ちょく状況のお知らせ
《被災集落地域27団地中9団地で完成》

平成26年5月末現在における防災集団移転促進事業の各団地の進ちょく状況をお知らせします。
中心市街地を除く被災集落地域27団地のうち、完成が9団地、工事中が18団地となっています。
完成が早かった団地では、住宅の建築が進んでいます。残る18団地も、おおむね今年度内の完成を予定しており、住宅再建が加速する見込みです。



3月に完成した新田住宅団地(小友町)



4月に完成した両替住宅団地(小友町)



山林の伐採が進む脇の沢住宅団地(米崎町)

地区	団地名	移転戸数	備考
長部	福伏	5	工事中～H26.7.22完成予定
	要谷	7	H25.12.13 完成済
	双六	9	工事中～H26.6.30完成予定
	双六第二	3	H25.8.23 完成済
	上長部	17	H26.1.30 完成済
	月山	50	工事中～H27.3.25完成予定
高田・今泉	今泉高台	13	区画整理工事施工中
	下矢作	5	工事中～H26.6.26完成予定
	下沢	5	工事中～H26.9.22完成予定
	館	8	工事中～H26.9.8完成予定
	高田高台	158	H25.10月事業認可
米崎	今泉高台	78	区画整理工事施工中
	脇の沢	68	工事中～H27.10.19完成予定
小友	堂の前	5	H25.9.30 完成済
	両替	14	H26.4.23完成済
	三日市	5	H25.11.15 完成済
	柳沢	9	工事中～H26.9.9完成予定
	茂里花	5	工事中～H26.10.17完成予定
	新田	7	H26.3.10完成済
広田	只出	11	H26.5.30完成済
	長洞	14	工事中～H26.6.9完成予定
	大野	7	工事中～H26.11.7完成予定
	広田大野	18	工事中～H26.12.12完成予定
	田谷	32	工事中～H27.3.25完成予定
	六ヶ浦	9	工事中～H26.8.30完成予定
	泊第一	3	工事中～H26.10.20完成予定
	泊第二	8	工事中～H26.12.18完成予定
	泊第三	14	工事中～H26.10.20完成予定
	中沢	9	H25.12.3 完成済
	久保	7	工事中～H26.6.30完成予定
合計 30団地		603	(H26.5.31現在)

※高田高台・今泉高台は、複数の団地にまたがって入居する可能性があります。

詳しくは、復興対策局事業推進室（内線434～437）まで。

ニュース② 災害公営住宅(下和野団地)の入居者を募集
《期間は6月9日(月)から6月30日(月)まで》

市では下記により、災害公営住宅(下和野団地)の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している方々などを入居対象とする公的な賃貸住宅です。

入居募集团地(下和野団地 120戸)

※入居可能予定日:平成26年10月1日(変更になる場合があります)

間取り	戸数	申込可能世帯
1DK	11戸	単身世帯または2人世帯
2DK	63戸	制限なし
2DK 車いす対応	10戸	身体障がい者のいる世帯 (車いす利用者がいる世帯を優先)
3DK	36戸	3人以上の世帯



外観イメージ

入居資格

- 以下の(1)~(4)の条件をすべて満たしていること。
- (1) 次の①~③のいずれかに該当する者であること。
- ① 東日本大震災により住宅を失った者
(全壊、全焼、全流失または大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)
- ② 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった者
- ③ 福島原発事故による居住制限者
- (2) 応急仮設住宅(みなし仮設住宅などを含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 入居申込者および同居する者が暴力団員でないこと。
- (4) 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

募集期間

平成26年6月9日(月) から 6月30日(月) まで【消印有効】

入居申し込みの方法

- 以下の書類に必要事項を記入し、下記窓口に持参または郵送により提出してください。
- (1) 入居申込書(建設課にて配布、または市のホームページから印刷してください)
- (2) 入居希望者全員の本籍が記載された住民票の写し(市民環境課発行)
- (3) 18歳以上(高校生を除く)の全員の所得・課税・扶養証明書(税務課発行)
- (4) リ災証明書(写しでも可)
- (5) 障がいがある人は、障害者手帳などの写し
- ※ 2~5世帯程度のグループでまとめて申し込むことも可能です。
- ※ グループで申込みを行う場合は、代表者が各世帯の申込書をまとめて提出してください。
- ※ グループで申込みを行う場合は、他のグループや個人での申し込みと重複して申し込むことはできませんのでご了承ください。

注意事項

- (1) 申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますので、あらかじめご承知ください。
- (2) 入居する際は、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です(連帯保証人の所得証明書および印鑑登録証明書添付)。

申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
陸前高田市建設課住宅推進係(8:30~17:15)※土日祝日を除く
電話0192-54-2111(内線402)

想定家賃

想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

	月額所得(円)	想定家賃(円)			
		1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2	1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3	17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4	34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5	40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6	51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7	60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8	69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9	80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II	104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III	123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV	139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V	158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI	186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII	214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII	259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

※1 市の減免基準により、申請を行うことで、()内の金額まで減免される場合があります。

(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)

※2 上記家賃の他に、共益費(1世帯あたり、月額約1,200円)および駐車場使用料(1台あたり、月額約2,500円)が別途必要です。

※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者等の世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し努力義務が生じます。

※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し請求がおこなわれます。

標準的な間取図(※異なる場合があります)

